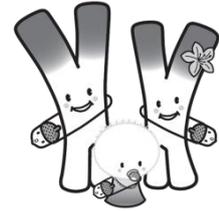


長期療養により定期予防接種を受けることが出来なかった方へ

予防接種法施行令の一部改正(平成25年1月30日)等により、次の要件に該当する場合は、接種対象年齢を過ぎても、定期予防接種として公費助成により接種していただくことが出来るようになりました。



1 対象者

- ・米子市に住民票のある方
- ・長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるなど特別な事情があったことにより、やむをえず定期予防接種を受ける事が出来なかった方

2 接種期間

- ・特別の事情がなくなった日から起算して2年が経過するまでの間
(ただし、四種混合は15歳に達するまで、BCGは4歳に達するまで、ヒブ感染症は10歳に達するまで、小児用肺炎球菌は6歳に達するまでの方)

3 特別な事情とは

- (1)「長期にわたり療養を必要とする疾病の例」に該当する疾病にかかったことにより、定期の予防接種を受けることができなかった場合
- (2)臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたことにより、定期の予防接種を受けることができなかった場合
- (3)医学的知見に基づき(1)又は(2)に準ずると認められる場合

4 申請の方法

- (1)接種を受ける前に、下記の書類を米子市健康対策課にご提出ください。
 - 長期療養に係る定期予防接種特例実施申請書
(主治医記入欄への記載は、上記の特別の事情で現在または過去に主に受診されている医師にご依頼ください)
 - 母子健康手帳の予防接種の記録欄(写)等これまでの予防接種歴がわかる書類
- (2)ご提出いただいた書類をもとに審査のうえ、後日接種に必要な実施依頼書を送付いたします。
(※実施依頼書なしの接種では、公費助成を受けることはできませんので、必ず接種前にお手続きいただき、依頼書に記載の接種期間内に接種を受けてください。)

【お問い合わせ先】

〒689-0811 米子市錦町一丁目139番地3
米子市福祉保健総合センター(ふれあいの里3階)
米子市健康対策課
電話0859-23-5452